



プラットフォームと専門職

早稲田大学法学部助手 松本有平



はじめに

- 本報告の課題
 - 憲法学とデータ倫理の関係
 - どのような場面で問題となるか, どのような場面で重要となるか, データ倫理の内容としてどのようなものが考えられるか
- 本報告の検討対象：言論プラットフォームないしソーシャル・メディア
 - とくにアメリカ憲法学における議論を素材とする
 - 日本憲法学（とくに表現の自由論）にとって最も重要な参照国のひとつ
 - プラットフォーム（規制論）の母国
 - コンテンツ・モデレーションと言論の自由論

憲法上の法理とプラットフォームの特殊性

- 言論（表現）の自由の保障根拠と違憲審査
 - 民主的政治過程の維持と、個人の自律ないし個人の人格の根源的平等の尊重（長谷部, 2022）
 - 民主的政治過程の維持：市民の政治参加を前提とする民主政には多様な意見・情報が不可欠
 - 個人の自律：自ら考え、行動するという憲法が予定する個人の自律にとって表現活動は不可欠
 - 表現内容 (content) に基づく規制と観点 (view-point) に基づく規制
 - 原則として違憲の推定が働く
 - 民主的政治過程にとって不可欠な多様な情報を阻害し、個人の人格の根源的平等を損なう
 - プラットフォームが行うコンテンツ・モデレーションは違憲？
 - 少なくとも内容に基づく規制にあたる？

憲法上の法理とプラットフォームの特殊性

■ プラットフォームの特殊性

■ そもそも政府ではなく私人（企業）

- コンテンツ・モデレーションについて自由を与えなければ、むしろプラットフォーム運営者側の言論の自由を損なう可能性がある

■ すべてのコンテンツ・モデレーションが認められないとするのは非現実的

- 一定のコンテンツ・モデレーションを認めなければそもそも運営が成り立たない可能性がある
- 単なる企業にはとどまらない、公共圏の重要な一部を形成している
- そうだとすれば、他のさまざまな企業と同様に、特殊な規制に服することはありうる

規制に関するいくつかのモデル

- コモン・キャリア・モデル
 - プラットフォームをコモン・キャリア (common carrier) とみなす
 - もともとイングランドにおけるコモン・ロー上の法理→ 20 世紀初頭にアメリカで再び着目
 - 水道や電気通信事業などにおいて無差別の契約締結が義務づけられる
 - しかし, このモデルではコンテンツ・モデレーションはむしろ認められない可能性 (Biden v. Knight First Amendment Inst. at Columbia Univ. における Thomas 同意意見)
- 放送法に準じた免許制
 - 放送法では通信帯域の希少性を理由に放送事業社の免許制と放送内容に関する規定が存在する
 - しかし, 言論プラットフォームにおいては通信帯域の希少性は存在せず, むしろ言論の過多が問題

専門職の自律と倫理

- 本報告では、言論プラットフォームにおけるコンテンツ・モデレーションの問題について、「（文化的）専門職の自律と倫理」という観念から検討する
- Jack Balkin の議論（Balkin, 2022）
 - 健全な民主政にとっての健全な公共圏
 - 健全な公共圏：知識や情報が大量にあればよいのではなく、可能なかぎり正確な情報を生み出す機関、また可能なかぎり正確に流布させる機関、といったものが必要（図書館、出版社、放送メディア、報道メディア、美術館、博物館、大学、公文書館など）
 - こうした機関は専門職の自主的ルールによって成り立つ
 - 言論プラットフォームもこうした機関のひとつだが、信頼に値するものとなるインセンティブを欠く
 - →①競争法改革、②プライバシー保護法および消費者法改革、③媒介者責任法改革

専門職の自律と倫理

- 憲法学における文化的専門職
 - 地方行政組織の一部としての国公立文化機関の文化的専門職について，蟻川，1997
 - 蟻川によれば，文化助成を受ける国公立文化機関の専門職は，助成においては上級機関たる政府に広範な裁量が認められるにもかかわらず，専門職としての職責から，たとえば助成の基本方針の解釈や，一部の作品の撤去命令などについては政府の指示に従う義務はない，とされる
 - こうした議論は私人たる企業の一部門によるコンテンツ・モデレーションにも部分的に当てはまる可能性がある
 - そもそも公務員ではない企業には職務命令はないが法令などに基づく服従義務が発生しうる
 - ルール形成と解釈
 - 将来的な助成プログラムの作成？：Balkin の媒介者責任法改革案など

専門職の自律と倫理

- 言論プラットフォームにおける文化的専門職
 - ユーザーや他の利害関係者にとっての予測可能性および透明性を確保するという観点からは、モデレーションに関するルールを一定程度形式的に適用しつつ、事後的に独立の機関により監督するという形式のほうが見込まれる可能性がある (cf. Greene, 2022)
 - ルールに基づかない、あるいはあまりにも抽象的なルールに基づく個別的なモデレーションはユーザーの予測可能性を害し、意見や情報の流通全体を損なうおそれがある
 - 一定程度形式的な適用となる以上、モデレーションに関するルールは作成・改訂過程を含めて公開され、恣意的なものを許さないようなものでなければならない (cf. douek, 2022)
 - 実際の言論プラットフォームにおけるコンテンツ・モデレーションは自動化されていることからすれば、企業内のモデレーション担当組織は、エンジニアだけでなく法律家や伝統的な文化的専門職を含む多様なディシプリンから成ることが望ましい

結び

- ①言論プラットフォームにおけるコンテンツ・モデレーション部門は、健全な公共圏における、図書館や博物館や報道機関といった文化的機関における専門職とみることができる
- ②そうした専門職には自己の責任と自由においてルールを作成・適用する義務がある
- ③そうしたルールは、コンテンツ・モデレーションの文脈では、恣意性の抑制とユーザーの予測可能性・透明性確保の観点から、ある程度形式的に適用されるべきであり、そうであるからこそルール形成と見直しに関するプロセスが重要
- もっとも、本報告との関係だけでも多くの課題が残されている
 - より具体的な倫理規範の内容，政府による介入の許容される範囲（またはそれが必要とされる範囲），企業およびサービスの規模の差と実現可能性など
- 憲法学とデータ倫理という主題については，他にも多くの重要な素材が考えられるが，それについても他日に期すこととなる
 - とくにプライバシーと平等に関する問題についてはすでに多くの研究がある
- もっとも，本報告の議論を他の議論に応用する可能性はありうる

参考文献一覧

- Balkin, 2022: Jack Balkin, "To Reform Social Media, Reform Informational Capitalism", in Lee Bolinger & Geoffrey R. Stone (eds.), *Social Media, Freedom of Speech and the Future of Our Democracy* (Oxford University Press, 2022), p. 233 ff.
- douek, 2022: evelyn douek, "The Siren Call of Content Moderation Formalism", in Lee Bolinger & Geoffrey R. Stone (eds.), *Social Media, Freedom of Speech and the Future of Our Democracy* (Oxford University Press, 2022), p. 139 ff.
- Greene, 2022: Jamal Greene, "Free Speech on Public Platforms", in Lee Bolinger & Geoffrey R. Stone (eds.), *Social Media, Freedom of Speech and the Future of Our Democracy* (Oxford University Press, 2022), p. 157 ff.
- Khan, 2019: Lina Khan, "The Separation of Platforms and Commerce", *Columbia Law Review*. 119 (4), pp. 973–1098.
- 蟻川, 1997 : 蟻川恒正「国家と文化」岩村正彦ほか編『岩波講座 現代の法 1』(岩波書店, 1997年) p. 191 ff.
- 長谷部, 2022 : 長谷部恭男『憲法〔第8版〕』(新世社, 2022年) pp. 206–9.